

江別市都市計画審議会 報道関係者の傍聴要領

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 江別市都市計画審議会を傍聴される場合は、会議の開催予定時刻の10分前までに事務局へ申し出ていただき、その指示に従い入室してください。
- (2) 会議開始後は、入室できません。

2 傍聴にあたっての守るべき事項

傍聴される方は、会議を傍聴するにあたり、次の事項を守ってください。

- (1) 会議開催中は、静穏に傍聴することとし、拍手その他の方法により賛成、反対の意向を表明することはできません。
- (2) 写真撮影は、会議冒頭の挨拶等までとし、議事が行われている最中はできません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (3) 会議において、録音、録画等はありません。ただし、会長が認めた場合は、この限りではありません。
- (4) その他会議開催中の秩序を乱したり、議事を妨害するようなことはできません。

3 会議の秩序の維持

- (1) 上記2のほか、傍聴される方は、事務局の指示に従ってください。
- (2) 傍聴される方が以上のことをお守りいただけない場合は、注意し、なおこれに従わないときは、退場していただく場合があります。